

京都府風俗案内所の規制に関する条例の事務取扱いに関する訓令

[最終改正 令和2.12.25 京都府警察本部訓令第25号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、京都府風俗案内所の規制に関する条例（平成22年京都府条例第22号。以下「条例」という。）に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(中止命令)

第2条 警察官は、条例第6条第4項の規定による命令（以下「中止命令」という。）を行うときは、生活保安課長（執務時間外にあっては、警察本部の当直長（当直に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第10号）第5条第1項に規定する当直長をいう。次項において同じ。）に対し、条例第6条第1項の規定に違反する者（以下「違反者」という。）が以前に中止命令を受けているか否かについて照会しなければならない。

2 生活保安課長は、前項に規定する照会を受けたときは、当該照会の事項について調査し、その結果を回答しなければならない。

3 警察官は、命令書（京都府風俗案内所の規制に関する条例施行規則（平成22年京都府公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）別記様式第2号）を交付したときは、違反者から命令受領書（別記様式第1号）を徴しなければならない。

4 警察官は、中止命令を行ったときは、速やかに中止命令報告書（別記様式第2号）を作成し、当該命令に係る命令書の副本、命令受領書その他関係書類を添えて、違反行為が行われた場所を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）に報告しなければならない。

5 管轄署長は、前項に規定する報告を受けたときは、当該報告に係る中止命令報告書、命令書の副本、命令受領書その他関係書類を合わせて整理保管するとともに、中止命令実施状況報告書（別記様式第3号）に命令書の副本、命令受領書及び中止命令報告書のそれぞれの写しを添えて、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告（生活保安課長経由）しなければならない。

6 生活保安課長は、前項に規定する報告があったときは、中止命令実施管理簿（別記様式第4号）に必要事項を記載し、中止命令実施状況報告書及び添付書類とともに整理保管しなければならない。

(立入調査を行う者の指定)

第3条 生活安全部各課長又は警察署長（以下「関係所属長」という。）は、所属警察官の中から、条例第11条第1項の規定による立入調査を行う者（以下「指定警察官」という。）を指定することができる。

(身分証明書の交付)

第4条 関係所属長（生活保安課長を除く。以下この条において同じ。）は、前条に規定する指定をしたときは、身分証明書交付依頼（返納）書（別記様式第5号。以下「依頼書」という。）に指定警察官の顔写真を添付し、生活保安課長に身分証明書の交付を依頼しなければならない。

2 生活保安課長は、前条に規定する指定をしたときは、身分証明書（規則別記様式第7号）を作成し、指定警察官に当該身分証明書を交付しなければならない。

- 3 生活保安課長は、関係所属長から第1項に規定する依頼を受けたときは、身分証明書を作成し、身分証明書送付書（別記様式第6号）により当該関係所属長に送付しなければならない。
- 4 関係所属長は、生活保安課長から身分証明書の送付を受けたときは、指定警察官に当該身分証明書を交付するとともに、身分証明書送付書の下欄の身分証明書受領書に必要事項を記入し、生活保安課長に返送しなければならない。

（身分証明書の管理）

第5条 生活保安課長は、身分証明書交付簿（別記様式第7号）を備え付け、身分証明書の交付、返納事項等を記載して管理しなければならない。

- 2 関係所属長は、指定警察官が退職、配置換え等によりその職を離れる場合は、身分証明書を確実に返納させなければならない。この場合において、関係所属長（生活保安課長を除く。）は、遅滞なく当該身分証明書を依頼書に添付し、生活保安課長に返送しなければならない。

（立入調査の実施）

第6条 立入調査は、条例の施行のために必要があると認められる場合に実施するものとする。

- 2 指定警察官は、立入調査を実施したときは、速やかに、その結果を風俗案内所に対する立入調査実施結果報告書（別記様式第8号）により所属長に報告しなければならない。

（行政処分の上申）

第7条 警察署長は、次に掲げる処分を必要と認めるときは、行政処分上申書（別記様式第9号）により、行政処分を必要とする疎明資料、情状意見等を添えて、本部長に上申（生活安全企画課長経由。以下同じ。）しなければならない。

(1) 条例第12条第1項の規定による事業者に対する指示

(2) 条例第13条第1項の規定による事業者に対する事業の停止

- 2 警察署長は、条例第12条第2項及び第3項に掲げる処分を必要と認めるときは、行政処分の上申手続について（昭和60. 4. 25：60京防第520号）の例規通達に定めるところにより本部長に上申しなければならない。

（弁明の通知等）

第8条 生活安全企画課長は、前条第1項に規定する上申があった場合において、弁明の機会を付与するときは弁明通知書（京都府公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成22年京都府公安委員会規則第11号。以下「聴聞弁明規則」という。）別記様式第16号）を、聴聞を行うときは聴聞通知書（聴聞弁明規則別記様式第6号）を作成し、これを前条第1項に規定する上申の処分に係る風俗案内所の所在地を管轄する警察署長（以下「処分管轄署長」という。）に送付しなければならない。

- 2 処分管轄署長は、前項の弁明通知書又は聴聞通知書の送付を受けたときは、速やかに、これを被処分者に交付しなければならない。

- 3 処分管轄署長は、前項の規定による交付をしたときは、被処分者から受領書（別記様式第10号）を徴して、本部長に送付（生活安全企画課長経由）しなければならない。

（処分の通知等）

第9条 生活安全企画課長は、第7条第1項第1号の指示の決定をしたときは指示書（別記様式第11号）を、第7条第1項第2号の事業の停止の決定があったときは事業停止命令決定通知書（別記様式第12号）を作成し、処分管轄署長に送付しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、処分の通知等について準用する。この場合において、同条

第2項中「弁明通知書又は聴聞通知書」とあるのは、「指示書又は事業停止命令決定通知書」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

<p>命 令 受 領 書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>私は、京都府風俗案内所の規制に関する条例第6条第4項の規定による命令 (年 月 日) を受け、命令書を受け取りました。</p>		
<p>受領者</p>		
<p>住 所</p>		
<p>氏 名</p>		
<p>生年月日 年 月 日</p>		
<p>連 絡 先</p>		

取扱者	
-----	--

年 月 日 廃棄

京都府	警察署長 殿	年 月 日
所属		
階級・氏名		⑨
中止命令報告書		
京都府風俗案内所の規制に関する条例第6条第4項の規定により、次のとおり中止命令を行ったので報告します。		
違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
違反場所		
命令書発出日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
命令書発出場所		
違反者	住所	
	職業	連絡先
	<small>ふりがな</small> 氏名	
	生年月日 年 月 日 (歳)	
	違反者の特徴（人相、着衣、その他）	
違反の概要		
中止命令時の状況	命令書 <input type="checkbox"/> 受領 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> その他 () 受領書 <input type="checkbox"/> 徴収 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> その他 () 写真撮影等 <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> カメラ <input type="checkbox"/> ビデオ) <input type="checkbox"/> なし 違反者の言動	
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 () 国籍（外国人の場合） ()	
備考		

注 該当する□にレ印を付すること。

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿 (生活保安課長)		第 号 年 月 日 京都府 警察署長
中止命令実施状況報告書		
京都府風俗案内所の規制に関する条例第6条第4項の規定により、次のとおり中止命令を行ったので報告する。		
違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
違反場所		
違反者	住所 職業 連絡先 ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日 (歳) 違反者の特徴（人相、着衣、その他）	
違反の概要	別添「中止命令報告書（写し）」のとおり	
備考		

様式第4号（第2条関係）

中止命令実施管理簿

年 月 末日 廃棄

（ 年 ）

番号	警察署	ふりがな 違反者氏名	命令書 発出日時	違反 日時	違反場所	違反内容	命令者 所属（係） 階級名	生活保安課報告 日時 信者 信者
			月 時 分 日 分	月 時 分 日 分			所 階 氏 属（係） 級名	日 時 発 者 受 信
			月 時 分 日 分	月 時 分 日 分			所 階 氏 属（係） 級名	日 時 発 者 受 信
			月 時 分 日 分	月 時 分 日 分			所 階 氏 属（係） 級名	日 時 発 者 受 信
			月 時 分 日 分	月 時 分 日 分			所 階 氏 属（係） 級名	日 時 発 者 受 信
			月 時 分 日 分	月 時 分 日 分			所 階 氏 属（係） 級名	日 時 発 者 受 信
			月 時 分 日 分	月 時 分 日 分			所 階 氏 属（係） 級名	日 時 発 者 受 信
			月 時 分 日 分	月 時 分 日 分			所 階 氏 属（係） 級名	日 時 発 者 受 信
			月 時 分 日 分	月 時 分 日 分			所 階 氏 属（係） 級名	日 時 発 者 受 信

注 番号欄は、暦年の一連番号とすること。

様式第5号（第4条関係）

年 月 末日 廃棄

生活保安課長 殿

第 号

年 月 日

（所属長）

身分証明書交付依頼（返納）書

下記の者について、京都府風俗案内所の規制に関する条例第11条第1項の規定による立入調査の身分証明書
の交付を依頼
を 返 納 します。

記

係 名	階 級	氏 名	交付・返納の別	指定・返納 年月日	理 由
			交付 返納	. .	
			交付 返納	. .	
			交付 返納	. .	
			交付 返納	. .	
			交付 返納	. .	
			交付 返納	. .	
			交付 返納	. .	
			交付 返納	. .	
			交付 返納	. .	

注 不要な文字は、横線で消すこと。

様式第6号（第4条関係）

（所属長）

殿

年 月 末日 廃棄

第 号

年 月 日

生活保安課長

身 分 証 明 書 送 付 書

貴所属から交付依頼のあった下記の者に対する立入調査の身分証明書を送付します。

記

番号	被 交 付 者			身分証明書番号	備 考
	係 名	階 級	氏 名		

----- 切 取 り 線 -----

生活保安課長 殿

年 月 末日 廃棄

第 号

年 月 日

（所属長）

身 分 証 明 書 受 領 書

年 月 日 付 け で、送 付 の あ っ た

身 分 証 明 書 通

を 受 領 し ま し た。

取 扱 者 氏 名

番号	被 交 付 者			身分証明書番号	交付年月日
	係 名	階 級	氏 名		
					. .
					. .
					. .

年 月 末日 廃棄
年 月 日

殿

係別 階級 氏名 ⑩
 係別 階級 氏名 ⑩

風俗案内所に対する立入調査実施結果報告書

実 施 日 時	年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分までの間 (分間)
実 施 対 象	所 在 地
	名 称 (呼称)
	事 業 者
応 対 者 (事業者以外の場合)	役 職 氏 名
実 施 結 果	
措 置	
参 考 事 項	

適 用 条 文	
必 要 と す る 処 分 の 区 分	指示 事業停止
情 状 及 び 処 分 上 の 意 見	
刑 事 処 分 と の 関 係	
参 考 事 項	

受 領 書

年 月 日付け京都府公安委員会達第 号の
を確かに受け取りました。

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受取人住所

氏名

様式第11号（第9条関係）

京都府公安委員会達第		号
指		示 書
住所		年 月 日
殿		
		京 都 府 公 安 委 員 会 印
京都府風俗案内所の規制に関する条例の規定に基づき下記のとおり指示する。		
記		
指示に係る風俗案内所	名 称	
	所 在 地	
事業者（法人にあっては代表者）	氏 名	
	住 所	
	法 人 の 名 称	
指 示 の 理 由		
指 示 の 内 容		
<p>(教示)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>		

様式第12号（第9条関係）

<p>京都府公安委員会達第 号</p> <p style="margin-left: 150px;">事業停止命令決定通知書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>住所</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">京都府公安委員会 印</p> <p style="margin-top: 20px;">京都府風俗案内所の規制に関する条例の規定に基づき下記のとおり事業停止命令を決定したので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
事業停止命令に係る風俗案内所	名 称	
	所 在 地	
事業者（法人にあっては代表者）	氏 名	
	住 所	
	法 人 の 名 称	
事業停止命令の理由		
事業停止の期間		年 月 日から（ 日間） 年 月 日まで
<p>（教示）</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>		